

苫小牧市宿泊税の概要について

日時 令和8年9月15日(火) 13時～

場所 苫小牧市役所9階会議室



苫小牧市宿泊税の概要

項 目	概 要
1 税目名	宿泊税（法定外目的税）
2 税収の使途	観光振興や交流人口の拡大を図る施策に充当
3 課税客体（課税対象）	旅館・ホテル・簡易宿所・民泊施設への宿泊行為
4 課税標準	宿泊料金（素泊まり料金）
5 非課税事項（課税免除）	修学旅行その他学校行事や保育所行事に参加するもの及びその引率者
6 免税点	設けない
7 税率	定率制 3%（北海道の宿泊税分を含む）
8 税収規模（想定）	年間 約 1 億 2 千万円
9 納税義務者	宿泊者（宿泊施設を通じて宿泊者が納税する）
10 特別徴収義務者交付金	期限内納付額の 5%
11 システム改修費用	全額補助（上限50万円）
12 徴税開始	令和 9 年 4 月
13 制度の見直し	社会情勢の変化等を踏まえ、5 年ごとに見直しを行う

苫小牧市宿泊税の概要

1 税収の使途

観光振興や交流人口の拡大を図る施策に充当

01. 観光資源の磨き上げと魅力向上

02. 受入環境の整備

03. 持続可能な観光地づくり

04. 宿泊税導入と運用等に係る経費



選ばれるまち
とまこまい

2 課税客体（課税対象）

旅館・ホテル・簡易宿所・民泊施設への宿泊行為

01. 旅館業法の許可を受けて営む旅館等及び住宅宿泊事業法の届出をして
営む住宅宿泊事業が課税対象（下宿営業の許可を受けた施設は対象外）

02. 年齢に関わらず、宿泊料金を伴って宿泊される全ての方に課税



苫小牧市宿泊税の概要

3 課税標準

宿泊料金（素泊まり料金）

01. 食事代や消費税額等を除いた、素泊まりの宿泊料金が対象

02. 1人、1部屋又は1棟の宿泊料金に対して課税

4 課税免除

修学旅行その他学校行事や

保育所行事に参加するもの及びその引率者

01. 教育目的の宿泊については、学習指導要領等に基づく教育課程としての行事に公益性を認め、課税しない

苫小牧市宿泊税の概要

5

税率

定率制 3%

(北海道の宿泊税分を含む)

01.定率制を採用することで、税負担の公平性を担保

6

納税義務者

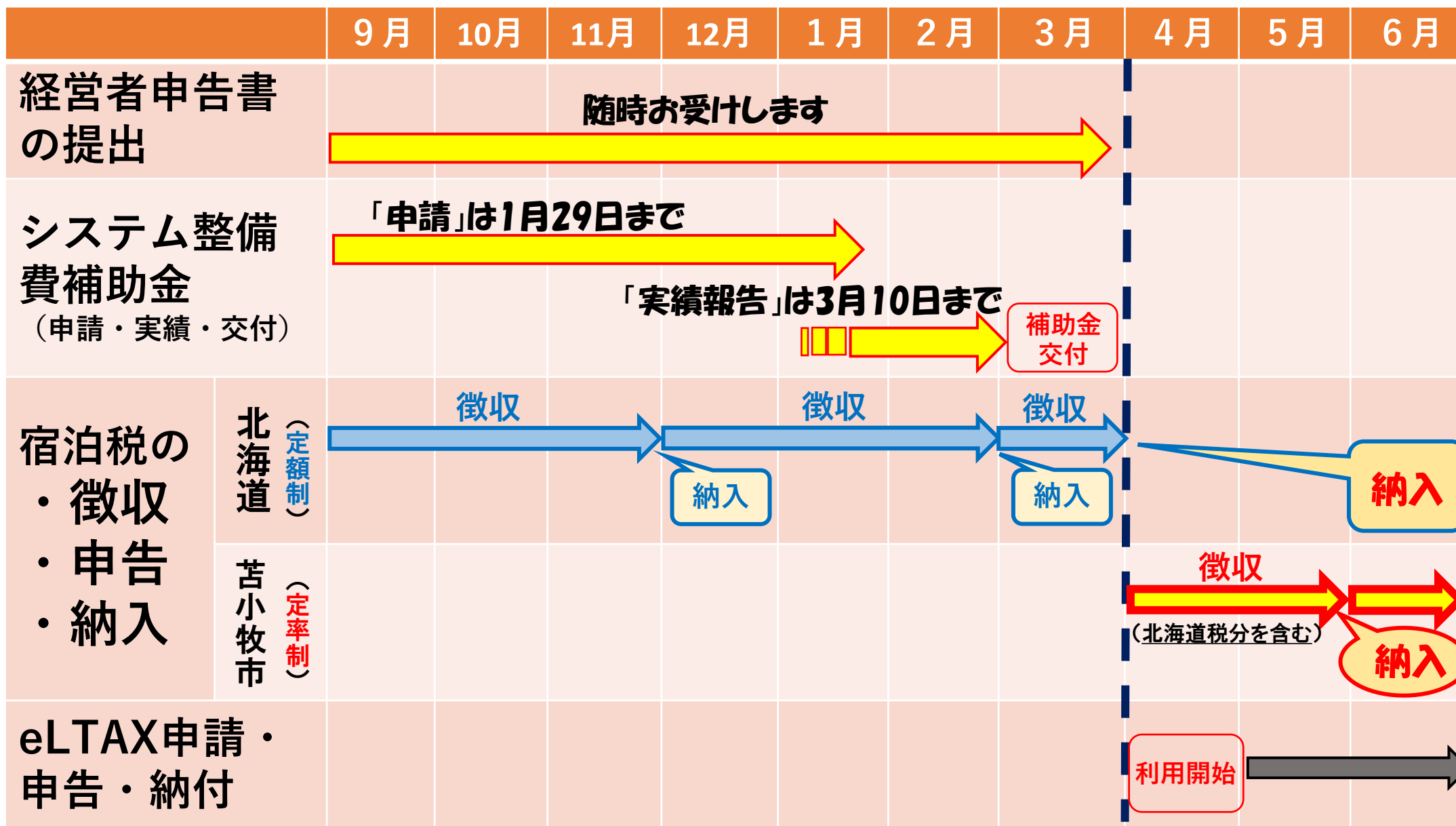
宿泊者

01.宿泊施設を通じて、宿泊者が納税する

02.宿泊事業者は「特別徴収義務者」として、宿泊者から宿泊税（市・北海道）を徴収し、市に納入

今後の主なスケジュール

(導入前と導入直後の対応)



宿泊税についてのご相談は随時受付いたします。いつでもご相談ください

4月からの主な変更点

(課税のしくみ)

苫小牧市宿泊税

宿泊料金の **3** %

(※)北海道宿泊税分を含みます

北海道宿泊税分

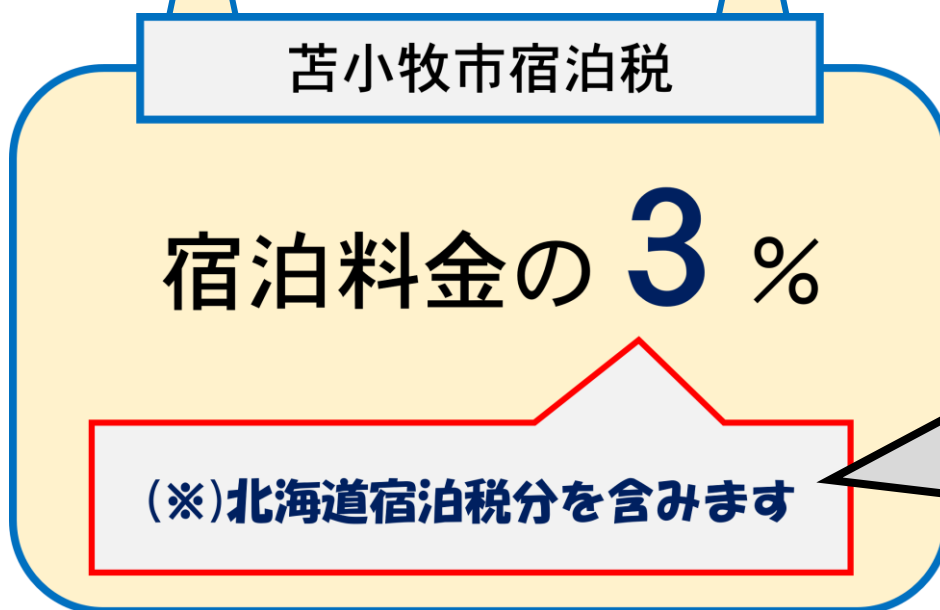
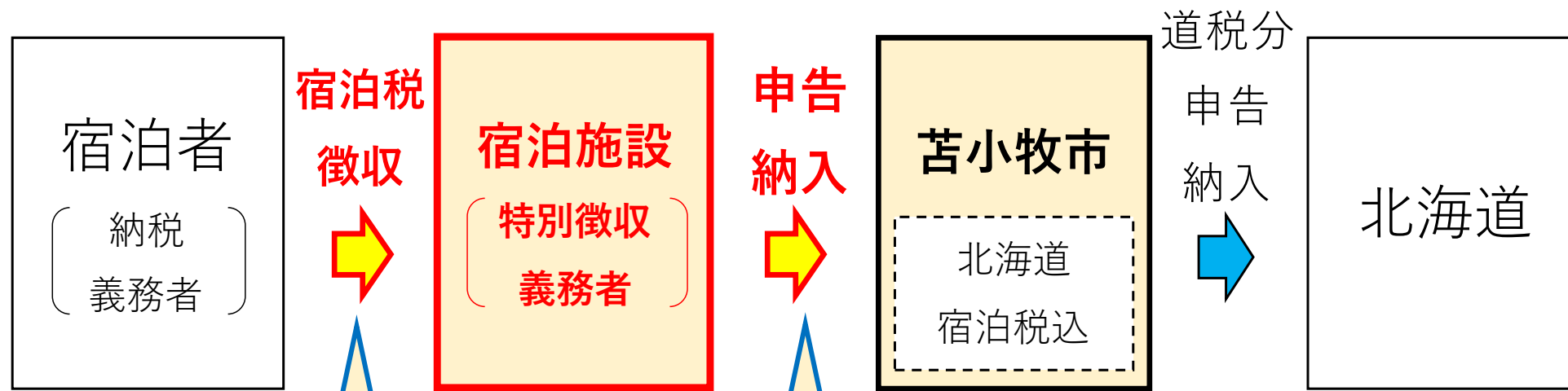
宿泊料金	税額
2万円未満	100円
2万円以上～5万円未満	200円
5万円以上	500円

1人当たりの宿泊料金から税額を算出

計算区分	課税標準
1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合	1人の宿泊料金
1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合	1部屋の宿泊料金
1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合	1棟の宿泊料金

4月からの主な変更点

(申告納入の窓口)



A diagram showing the Hokkaido accommodation tax rate table. It features a grey box with the title '北海道宿泊税分' (Hokkaido accommodation tax portion) at the top. Below the title is a table with two columns: '宿泊料金' (Accommodation fee) and '税額' (Tax amount).

宿泊料金	税額
2万円未満	100円
2万円以上～5万円未満	200円
5万円以上	500円

特別徴収事務の手続き

1

経営申告書の提出

苫小牧市が宿泊税に係る事務を行うにあたって、特別徴収義務者の宿泊施設の状況を的確に把握しておく必要があることから、全ての宿泊施設の経営者の方に手続きをしていただくものです。

すでに経営を開始し、北海道に届出をしている場合についても、あらためて苫小牧市へ提出ください。

※ 経営申告書記載方法及び添付資料、提出期限については、手引きP9～12を参照ください。

市規則様式 経営申告書

様式第3号 (第6条関係)

受付印

宿 泊 税 経 営 申 告 書

年 月 日		申 請 者		個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)											
		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名		住 所 又 は 所 在 地											
(宛先) 苫小牧市長				担 当 部 署 氏 名 及 び 担 当 者 氏 名		(電話) - -)									

苫小牧市宿泊税条例第12条第1項の規定により、次のとおり宿泊施設の経営について申告します。

宿 泊 施 設	所 在 地	電 話 - - -									
	フリガナ 名 又は届出番号										
	概 要	床面積	m ²	客室数	室	収容人員	名				
	経営開始 (予定) 年 月 日 (注2)										
(注1)	住 宅 宿 泊 事 業 における管理業者	住 所	電 話 - - -								
	住所又は所在地	電 話 - - -									
	フリガナ 氏 名 又 は 名 称 及び代表者氏名										
	種 別	□旅館・ホテル □簡易宿所 □住宅宿泊事業									
	旅館業における 許可等番号										
営 業 泊 施 設 許可等の	許可等名義人との関係 (注3)										
	共同事業者の有無 有 ・ 無										
	住所又は所在地	電 話 - - -									
	フリガナ 氏 名 又 は 名 称 及び代表者氏名										
の 申 告 付 書 先 類 (注4)	住所又は所在地	電 話 - - -									
	フリガナ 氏 名 又 は 名 称 及び代表者氏名										
処 理 事 項 (注5)	※ 処 理 年 月 日	※ 宿 泊 税 施 設 番 号				※ 備 考					
	年 月 日										

注1 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申告書を提出してください。

注2 特別徴収義務者として指定されたものにあつては、当該指定の通知を受けた日を記入してください。

注3 許可等名義人と経営者が異なる場合は、経営に関する委託契約書など、異なる事実を証する書類を添付してください。

注4 苫小牧市から送付する宿泊税に関する書類は、原則、申請者に送付します。ただし、「申告書類の送付先」欄に記載がある場合は、「納入申告書及び納入書」については、「申告書類の送付先」に送付します。

注5 ※印の欄は、記入する必要はありません。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

特別徴収事務の手続き

1

経営申告書の提出

要件	期限	申請書	添付書類
新たに宿泊施設の経営を開始する場合	経営を開始しようとする日の5日前まで	宿泊税 経営申告書	【旅館業法の場合】 ・旅館業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類（写）（※2） 【住宅宿泊事業法の場合】 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出による届出番号および建物の所在地を確認できる書類（写）（※2） 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書（現在事項証明書）（写） 【個人の場合】 ・住民票（マイナンバーが記載されたもの）（写） 【共通】 ・宿泊約款（写）、宿泊料金を記載した書面 ・経営を委託している場合は、経営委託契約書またはそれに類する書類（写）
課税開始日（令和9年4月1日）時点で すでに経営を開始している場合	課税開始日（令和9年4月1日）の5日前まで ※令和9年3月26日（金）まで		

すでに北海道へ特別徴収義務者登録の際に添付書類を提出されている方は、「同意書」をご提出いただくことで、添付書類の提出を省略することができます。

特別徴収事務の手続き

苫小牧市長 様	書類の提供及び利用に関する同意書 (案)
私は、「苫小牧市宿泊税」の経営申告を行うにあたり、下記の内容に同意します。	
記	
1. 同意事項 私が「北海道宿泊税」の特別徴収義務者登録申請にあたり、北海道へ提出した次の書類について、苫小牧市が北海道から提供を受け、これを「苫小牧市宿泊税」の税務事務の目的で利用することに同意します。	
2. 対象となる書類 (写し) ・旅館業法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出番号等を確認できる書類 ・法人の登記事項証明書 (または個人の住民票等) ・その他、宿泊税特別徴収義務者登録に必要な添付書類	
3. 利用目的 本同意により提供された書類は、苫小牧市宿泊税条例に基づき特別徴収義務者の登録及びこれに付随する税務事務にのみ利用し、その他の目的には一切使用しないこと。	
以上	
令和 年 月 日	
【宿泊施設】	
施設の名称：	
施設の所在地：	苫小牧市
【経営者 (申請者)】	
住所又は所在地：	
氏名又は名称及び	
代表者氏名：	
(※法人の場合は、法人名および代表者の職・氏名を記入してください)	

特別徴収事務の手続き

2 宿泊税経営申告事項異動申告書

経営申告書の提出後、申告している事項（代表者、施設名称、送付先等）に変更があった場合は届出してください。

3 宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書

経営申告書の提出後、宿泊施設の経営を1か月以上休止する場合や宿泊施設の経営を廃止した場合は届出してください。

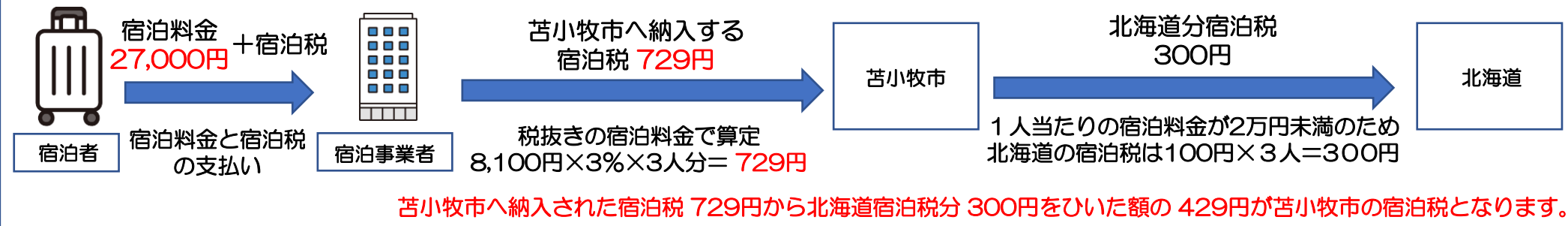
※ 提出期限については、手引きP10～12を参照ください。

計算方式

1 1人当たりの宿泊料金とするもの

※例は食事代等を除いた「素泊まり料金」となります。

★例1 1人当たり9,000円（税込）で3名が宿泊した場合



計算方法

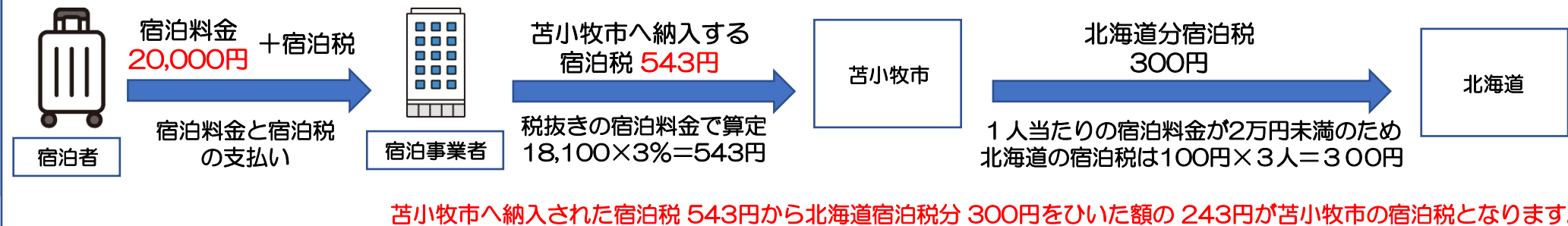
- ① 1人当たりの宿泊料金 9,000円から消費税を抜きます。100円未満は切り捨ててください。
 $9,000円 \div 1.1 = 8,181.8181 \dots \div 8,100円$ (1人当たりの課税標準額)
- ② 課税標準額に3%をかけ、人数をかけます。
 $8,100円 \times 0.03 = 243円$ (1人当たりの税額)
 $243円 \times 3人 = 729円$ (苦小牧市へ納入する宿泊税)
- ③ 宿泊者1人当たりの宿泊料金は2万円未満であるため、北海道宿泊税は1人につき100円となるので
 $100円 \times 3人 = 300円$ (北海道宿泊税)
- ④ 納入された宿泊税 729円から北海道宿泊税300円を控除した額が苦小牧市の宿泊税となります。
 $729円 - 300円 = 429円$ (苦小牧市宿泊税)

計算方式

2 1室(棟)当たりの宿泊料金とするもの

※例は食事代等を除いた「素泊まり料金」となります。

★例2 1室20,000円(税込)の部屋に3名が宿泊した場合



計算方法

- ① 宿泊料金20,000円から消費税を抜きます。100円未満は切り捨ててください。
 $20,000円 \div 1.1 = 18,181.8181 \dots \div 18,100円$ (課税標準額)
- ② 課税標準額に3%をかけます。
 $18,100円 \times 0.03 = 543円$ (苫小牧市へ納入する宿泊税)
- ③ 宿泊者1人当たりの宿泊料金は2万円未満であるため、北海道宿泊税は1人につき100円となるので
 $100円 \times 3人 = 300円$ (北海道宿泊税)
- ④ 納入された宿泊税543円から北海道宿泊税300円を控除した額が苫小牧市の宿泊税となります。
 $543円 - 300円 = 243円$ (苫小牧市宿泊税)

申告・納入様式

1 宿泊税納入申告書の提出(苫小牧市規則様式第2号)

3月分をまとめて申告納入していただくものです。毎月集計する月計表から必要事項を転記してください。

★必要事項

- ①宿泊区分ごとの宿泊総数および課税標準額の総額
- ②宿泊区分ごとの課税標準額に税率3%を乗じた額
- ③区分ごとに算出した税額の合計額

宿泊のあった日	申告納入期限
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日
12月1日から2月末日まで	3月末日

※ 申告納入期限および申告書の記載方法は、手引きP13～16を参照ください。

様式第2号 (第5条関係)

宿泊税納入申告書

記載例

特別徴収 義務者	個人番号又は法人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
	氏名又は名称及び代表者氏名	株式会社 苫小牧市観光 代表取締役 樽前 太郎	
	住所又は所在地	苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	担当部署名及び担当者氏名	総務課 〇〇 〇〇 (電話 111 - 1111 - 1111)	
施設	名称	ホテル苫小牧	
	所在地	苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	宿泊税施設番号	111	

区分	宿泊の総数	宿泊料金総額 (素泊まり相当額)	税率	税額
1人	100	1,383,000 円		41,490 円
1部屋	60	999,000 円	3%	29,970 円
1棟				
課税免除	20			
小計(a)	180	2,382,000 円		71,460 円

区分	宿泊の総数	宿泊料金総額 (素泊まり相当額)	税率	税額
1人	130	1,960,000 円		58,800 円
1部屋	55	840,000 円	3%	25,200 円
1棟				
課税免除	35			
小計(b)	220	2,800,000 円		84,000 円

区分	1人	1人	1部屋	1棟	課税免除	小計(c)
納入すべき額 (3か月分の合計)						円

合計	宿泊の総数	宿泊料金総額 (素泊まり相当額)	税率	税額
	400	5,182,000 円	3%	155,460 円

※ 宿泊料金総額は、1人・1部屋・1棟の宿泊料金の額から100円未満の端数を切り捨てた金額の合計額を記載してください。

※ 色付き太枠欄に数値の入力をお願いします。その他の欄には式が入っておりますので入力不要です。

※ 太線欄の金額が宿泊税納付額となります。

申告・納入様式

2 宿泊税月計表の添付（北海道宿泊税月計表 または 市の計算表等）

これまでの北海道分の集計を納入申告書に添付してください

★必要事項

【北海道分】 1人当たり宿泊料金に応じた税額区分ごとの宿泊総数
(2万円未満 / 2万円以上～5万円未満 / 5万円以上)

これまでと
変わりません

※市の計算表の記載方法については、
手引きP17を参照ください。

月計表（北海道の例）

宿泊施設番号	111
宿泊施設名	ホテル 苫小牧

令和	9	年	4	月分
----	---	---	---	----

申告・納入様式

日付	宿泊数				課税免除	合計
	宿泊料金 2万円未満	宿泊料金 2～5万円未	宿泊料金 5万円以上			
1	7	0	1	0	0	8
2	7	0	0	0	0	7
3	3	4	0	0	0	7
4	4	0	0	0	1	5
5	10	0	0	0	0	10
6	0	1	0	0	1	2
7	2	0	0	0	0	2
8	10	0	0	0	0	10
9	8	0	1	0	0	9
10	5	0	1	2	0	8
11	6	3	1	0	0	10
12	4	4	0	0	0	8
13	6	0	0	0	0	6
14	7	0	0	0	0	7
15	5	0	0	0	0	5
16	8				0	9
17	0				0	2
18	0				0	3
19	2				1	7
20	5	11	0	0	0	16
21	0	0	2	1	0	3
22	3	0	0	2	0	5
23	3	0	0	3	0	6
24	4	0	0	4	0	8
25	6	0	0	0	0	6
26	0	0	0	0	0	0
27	6	0	0	2	0	8
28	0	0	0	3	0	3
29	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0
31	0	0	0	0	0	0
合計 (泊)	121	30	9	20		180
税率 (円)	100	200	500			
税額 (円)	12,100	6,000	4,500			22,600

北海道宿泊税分の
月計表

申告・納入様式

3 その他の資料(課税標準額が3,300円以下の場合)

税率3%を乗じた税額よりも北海道分の税額が大きくなることから、不足額が生じますので、その内訳がわかる資料をご提出ください。

★必要事項

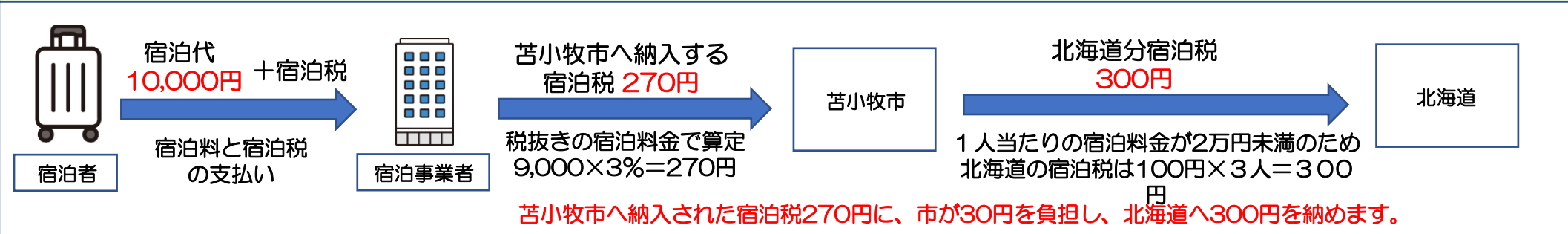
- ①不足額が生じる3,300円以下の宿泊料金に該当した宿泊者数
- ②3,300円以下の宿泊料金総額に3%を乗じた額

※月計表（市作成様式手引きP17）の下段に表記。

申告・納入様式

3 その他の資料(1人当たりの課税標準額が3,300円以下の場合)

★例3 1室10,000円(税込)の部屋に3名が宿泊した場合



計算方法

- ① 宿泊料金 10,000円から消費税を抜きます。100円未満は切り捨ててください。
 $10,000 \div 1.1 = 9,090.9090 \dots \div 9,000$ 円 (課税標準額)
- ② 課税標準額に3%をかけます。
 $9,000 \times 0.03 = 270$ 円 (苦小牧市へ納入する宿泊税)
- ③ 宿泊者1人当たりの宿泊料金は2万円未満であるため、北海道宿泊税は1人につき100円となるので
 $100 \times 3 \text{人} = 300$ 円 (北海道宿泊税)
- ④ 納入された宿泊税270円では北海道宿泊税額300円に満たないため、不足分は苦小牧市が負担します。
 $270 \text{円} - 300 \text{円} = \blacktriangle 30$ 円 (苦小牧市が別途負担する額)

申告・納入様式

苫小牧市納入書 (予定)

北海道苫小牧市		宿 泊 税 領 収 証 書	
市町村コード			
1	2	1	3
口 座 番 号		加 入 者 名	
02780-5-960064		苫小牧市会計管理者	
年度	申 告 期 間		
	年 月分 (から 年 月分まで)		
宿泊税指定番号			
納 入 金 額	税 額	1 5 5 4 6 0	
	延滞金		
	過少申告加算金		
	不申告加算金		
	重加算金		
	合計額	1 5 5 4 6 0	
申告区分	申告・更正・決定		
法定納期限	年 月 日		
指定納期限			
(納入者) 住所又は所在地 〒 ()			
氏名又は名称 様			
上記のとおり領収しました。		領収日付印	
右欄に領収日付印のない領収証書は無効です。			
※この領収証は5年間保存してください。		(納入者保管)	

北海道苫小牧市		宿 泊 税 納 入 書	
市町村コード			
1	2	1	3
口 座 番 号		加 入 者 名	
02780-5-960064		苫小牧市会計管理者	
年度	申 告 期 間		
	年 月分 (から 年 月分まで)		
宿泊税指定番号			
納 入 金 額	税 額	1 5 5 4 6 0	
	延滞金		
	過少申告加算金		
	不申告加算金		
	重加算金		
	合計額	1 5 5 4 6 0	
申告区分	申告・更正・決定		
法定納期限	年 月 日		
指定納期限			
(納入者) 住所又は所在地 〒 ()			
氏名又は名称 様			
上記のとおり納入します。		領収日付印	
		(金融機関又は郵便局保管)	

北海道苫小牧市		宿 泊 税 納入済通知書	
市町村コード			
1	2	1	3
口 座 番 号		加 入 者 名	
02780-5-960064		苫小牧市会計管理者	
年度	申 告 期 間		
	年 月分 (から 年 月分まで)		
宿泊税指定番号			
納 入 金 額	税 額	1 5 5 4 6 0	
	延滞金		
	過少申告加算金		
	不申告加算金		
	重加算金		
	合計額	1 5 5 4 6 0	
申告区分	申告・更正・決定		
法定納期限	年 月 日		
指定納期限			
(納入者) 住所又は所在地 〒 ()			
氏名又は名称 様 納			
指定金融機関名 (取りまとめ店)	苫小牧信用金庫		領収日付印
取りまとめ店	小樽貯金事務センター (〒047-8794)		
上記のとおり通知します。			(苫小牧市保管)

特別徴収義務者交付金

1 目的

宿泊税の特別徴収事務の特殊性に鑑み、宿泊税の申告納付制度の円滑な運営に資するため、特別徴収義務者に対し宿泊税特別徴収事務交付金を交付するものです。

2 交付対象・期間

前年度に申告納入していただいた宿泊税(4月～翌年3月申告納入分)のうち、申告納入期限までに納入した宿泊税額

3 交付率

苫小牧市に納期内納入した宿泊税（定率制3％）から北海道宿泊税分を除いた額の5%

※北海道からは、北海道宿泊税分の2.5％（5年間は+1％）